

菊池市太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、太陽光発電設備の設置が防災、自然環境、生活環境及び景観(以下「自然環境等」という。)に及ぼす影響に鑑み、太陽光発電設備の設置及び維持管理等に関し、その適正な実施のための必要な事項を定め、市民の生命及び財産の保護を図るとともに、良好な自然環境等を保全することを目的とする。

(基本理念)

第2条 快適な環境の保全等を図るための基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 市民の健康で文化的な生活を守り、安らぎのある豊かな環境を保全し、後世に引き継いでいくこと。
- (2) 人と自然界との調和を図り、より良い共生を図るよう努めること。
- (3) 生活環境の充実及び循環型社会の構築等に努めること。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備であって、同条第4項第1号に規定する太陽光を再生可能エネルギー源とするもの(建築物の屋根、屋上若しくは壁面に設置するもの又は送電に係る電柱等を除く。)をいう。
- (2) 事業者 市の区域において太陽光発電設備設置事業(以下「設置事業」という。)を計画し、当該太陽光発電設備を設置又は用いる事業を行う者をいう。
- (3) 管理者 太陽光発電設備を管理する者をいう。
- (4) 事業区域 設置事業の用に供する土地の区域をいう。
- (5) 土地所有者等 事業区域の土地の所有者、占有者及び管理者をいう。
- (6) 地域住民等 事業区域に隣接する土地又は建築物の所有者、事業区域が活動範囲に含まれる地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体及びこれに類する団体、設置事業によりその所有する土地又は建築物について、これらの者と同程度の生活環境上の影響を受けると認められる者並びに設置事業の実施に伴い影響を受けることが懸念される農林水産業の事業を営む者で組織する団体をいう。

(適用範囲)

第4条 この条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する太陽光発電設備について適用する。

- (1) 発電出力50キロワット以上(実質的に同一と認められる事業者が同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に分割して設置する太陽光発電設備の合算した出力が50キロワット以上となる場合を含む。)の太陽光発電設備

(2) 事業区域の面積が 1,000 平方メートル以上(既に施工されている事業の事業区域に隣接し、又は近接する区域で、当該事業と一体的に事業を行う場合においては、これらの事業区域の合算した面積が 1,000 平方メートル以上となる場合を含む。)の太陽光発電設備

(3) 支柱型の太陽光発電設備

(4) 営農型の太陽光発電設備

(市の責務)

第5条 市長は、第2条に規定する基本理念を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用に努め、そのために必要な措置を講じなければならない。

(事業者及び管理者の責務)

第6条 事業者及び管理者は、この条例及び関係法令を遵守し、環境の保全等に十分配慮するとともに、地域住民等の意見を尊重し良好な関係の保持に努めなければならない。

2 事業者及び管理者は、太陽光発電設備に係る事故が発生したとき又は地域住民等からの苦情若しくは紛争が生じたときは、直ちに必要な措置を講じるとともに、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

3 事業者及び管理者は、太陽光発電設備における災害時及び廃止後の措置について、市長が規則で定める事項を遵守しなければならない。

4 事業者及び管理者は、あらかじめ地域住民等に対し、計画している太陽光発電設備の設置(増設を含む。)及び運用について説明を行い、地域住民等の理解を得られるよう努めなければならない。

5 事業者又は管理者は、太陽光発電設備の廃止後の措置に充てる費用について規則で定めるところにより、計画的に積立てを行わなければならない。なお、事業者又は管理者は、太陽光発電設備の災害時の措置に充てる費用について損害保険の加入に努めるものとする。

6 事業者及び管理者は、太陽光発電設備の設置に瑕疵があり、又は維持管理等に関して善良な管理者の注意義務を怠ったことにより第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負わなければならない。

(市民の責務)

第7条 市民は、第2条に規定する基本理念を達成するため、市の施策及びこの条例に規定する手続の実施に協力するよう努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第8条 土地所有者等は、第2条に規定する基本理念を達成するため、環境の保全等を損なうおそれのある事業を行う事業者に対して、当該土地を使用させることのないよう努めなければならない。

(抑制区域)

第9条 市長は、環境の保全等のため、次に掲げる区域を抑制区域として指定する。

- (1) 砂防法(明治 30 年法律第 29 号)第 2 条に規定する指定地
- (2) 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 2 条第 1 項第 5 号に規定する文化的景観、同法第 27 条第 1 項に規定する重要文化財、同法第 93 条第 1 項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地及び同法第 109 条第 1 項に規定する史跡名勝天然記念物の指定地
- (3) 森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 5 条第 1 項に規定する地域森林計画を立てた民有林及び同法第 25 条第 1 項に規定する保安林の区域
- (4) 自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第 2 条第 2 号に規定する国立公園の区域
- (5) 地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)第 3 条第 1 項に規定する地すべり防止区域及びこれに準ずる区域
- (6) 河川法(昭和 39 年法律第 167 号)第 6 条第 1 項に規定する河川区域及び同法第 54 条第 1 項に規定する河川保全区域
- (7) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域の区域
- (8) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第 3 条第 1 項に規定する急傾斜地崩壊危険区域及びこれに準ずる区域
- (9) 農業振興地域の整備に関する法律(昭和 44 年法律第 58 号)第 6 条第 1 項に規定する農業振興地域に指定された農用地の区域
- (10) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 7 条第 1 項に規定する土砂災害警戒区域及び同法第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域
- (11) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)第 28 条第 1 項に規定する鳥獣保護区の区域
- (12) 景観法(平成 16 年法律第 110 号)第 8 条第 2 項第 1 号に規定する景観計画区域
- (13) 熊本県文化財保護条例(昭和 51 年熊本県条例第 48 号)第 35 条第 1 項に規定する県史跡名勝天然記念物の指定地
- (14) 菊池市文化財保護条例(平成 17 年条例第 106 号)第 28 条第 1 項に規定する市指定史跡名勝天然記念物の指定地

(事業概要の届出)

第 10 条 第 14 条の規定による申請をしようとする者(次条、第 12 条及び第 13 条において「申請予定者」という。)は、事業計画を定める前に、規則で定めるところにより、当該設置事業の概要について市長に届け出なければならない。

(説明会の実施及び意見の申出等)

第 11 条 申請予定者は、第 13 条の規定による事前協議を行う前に、あらかじめ地域住民等に対し、当該設置事業に関する説明会を実施しなければならない。

2 申請予定者は、地域住民等から事業計画に対する環境の保全等の見地からの意見の申出を受け付ける期間、受付場所その他規則で定める事項を定め、前項の説明会の際

にこれを周知しなければならない。

- 3 申請予定者は、前項の期間内に地域住民等から意見の申出があったときは、規則で定めるところにより、当該意見に対する見解を記載した書面を作成し、当該意見を申し出た者にこれを交付の上、その者と誠意をもって協議しなければならない。
- 4 申請予定者は、前項の意見の申出があったときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に報告しなければならない。
- 5 申請予定者は、第3項の協議を行ったときは、規則で定めるところにより、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

(協定の締結)

- 第12条 申請予定者は、地域住民等に対する説明会終了後、地域住民等が当該設置事業に係る計画(以下「事業計画」という。)に関する協定の締結を求めたときは、地域住民等と協定を締結するよう努めなければならない。また、申請予定者は、市長が申請予定者と地域住民等との協議を求めたときについても誠意をもってこれに応じるとともに、地域住民等と事業計画に関する協定を締結するよう努めなければならない。
- 2 市長は、前項の協定の締結において、その内容について申請予定者及び地域住民等に対し必要な助言を行うことができる。

(事前協議)

- 第13条 申請予定者は、次条の規定による許可申請を行う前に、規則で定めるところにより、事業計画について市長と協議をしなければならない。

- 2 事業計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 事業区域の位置、面積及び想定発電出力
- (3) 太陽光発電設備の設計及び施工方法
- (4) 現場管理者の氏名及び住所
- (5) 設置工事の着手予定日及び完了予定日
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

(事業の許可申請)

- 第14条 事業者は、設置事業に係る工事(以下「設置工事」という。)に着手する前に、事業計画を定め、規則で定める申請書に事業計画その他規則で定める書類を添えて市長に提出し、市長の許可を受けなければならない。

(許可の基準等)

- 第15条 市長は、前条の規定による申請があつた場合において、当該申請の内容が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、許可するものとする。

- (1) 事業者及び現場管理者が次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 事業を実施するために必要な資力及び信用があると認められない者
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2

条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 第19条第1項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合にあっては、当該取消しの処分に係る菊池市行政手続条例(平成17年条例第12号)第15条第1項の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。)であった者で、当該取消しの日から5年を経過しない者を含む。)

エ 第19条第2項の規定による命令を受けた者で、当該命令に係る必要な措置を市長が定めた期限までに完了していない者

オ 事業の実施に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると市長が認めるに足りる相当の理由がある者

(2) 事業計画が次に掲げる事項について、規則で定める基準に全て適合するものであること。

ア 太陽光発電設備の設置に係る災害防止の措置に関する事項

イ 事業区域及びその周辺地域における良好な景観の形成及び環境の保全等に関する事項

ウ 太陽光発電設備の設計及び施工方法の安全性に関する事項

エ その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の許可に、良好な景観資源等の保全又は災害の防止のため必要な条件を付すことができる。

(変更の許可等)

第16条 前条第1項の許可を受けた事業者(以下「許可事業者」という。)が当該許可に係る事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

2 許可事業者は、前項ただし書の軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

3 第1項の規定による変更の許可の申請をした許可事業者は、第10条から第13条までに規定する手続を再度実施しなければならない。ただし、第11条及び第12条の規定は、当該事業計画の変更が事業区域及びその周辺の地域の環境の保全等に及ぼす影響を勘案して、市長が認める場合はこの限りでない。

(設置工事の着手等の届出)

第17条 許可事業者は、設置工事の着手、中断、再開又は完了をしたときは、規則で定めるところにより、その都度速やかに市長に届け出なければならない。

(設置工事完了の検査)

第 18 条 許可事業者は、設置工事を完了したときは、規則で定めるところにより、その設置工事が当該許可の内容に適合しているかどうかについて、市長の検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の検査の結果、設置工事が当該許可の内容に適合していると認めたとときは、規則で定めるところにより、その旨を許可事業者に通知するものとする。

3 許可事業者は、前項の通知を受けたあとでなければ、事業を開始してはならない。

(監督処分)

第 19 条 市長は、許可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、第 15 条第 1 項又は第 16 条第 1 項前段の許可を受けたとき。

(2) 第 15 条第 1 項又は第 16 条第 1 項前段の許可に付した条件に違反したとき。

(3) 第 15 条第 1 項に掲げる要件を満たさないと認められるに至ったとき。

(4) 第 16 条第 1 項前段の規定により許可を受けなければならない事項を、同項の許可を受けないで変更したとき。

(5) 第 15 条第 1 項の許可を受けた日から起算して 1 年を経過した日までに設置工事に着手しなかったとき。

(6) 設置工事に着手後、1 年以上設置工事を中断したとき。

2 市長は、第 15 条第 1 項若しくは第 16 条第 1 項前段の許可に付した条件に違反し、又はこれらの許可の内容に適合していない設置事業について、事業者(設置工事の下請人を含む。)又は現場管理者に対して、当該設置工事の施工の停止を命じ、又は相当の期限を定めて、環境の保全等のために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(事業区域の適正管理)

第 20 条 事業者は、事業を実施している間、環境の保全等が図られるよう事業区域を適正に管理しなければならない。

(異常発生時の対応)

第 21 条 事業者は、事業区域内における災害及び当該災害に起因する景観資源等への被害が発生する事態が生ずるおそれがあると認められるときは、速やかに現地を確認し、早急に必要な措置を講ずるとともに、当該異常について、地域住民等に周知し、かつ、市長に通報しなければならない。

2 市長は、事業者から前項に規定する通報を受けた場合又は同項の被害と同様な被害が及ぶと想定される場合においては、当該事業者に対し、当該事態が生ずることを防止するために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

3 市長は、前項の場合において、同項の事態が事業者以外の者の行為によるものであるときは、当該者に対し、同項の措置を講ずることを求めることができる。

(事業完了の届出)

第 22 条 事業者は、太陽光発電設備を用いる事業を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。

(事業完了後の適正処理)

第 23 条 事業者は、太陽光発電設備を用いる事業を完了したときは、太陽光発電設備その他当該事業に用いた設備等を速やかに撤去し、かつ、適正に処理しなければならない。

2 事業者又は土地所有者等は、太陽光発電設備を用いる事業を完了したときは、当該事業区域を原状に回復する措置を講じなければならない。

(報告の要請及び立入検査)

第 24 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、市の職員若しくは市長が委任した者(以下この条において「職員等」という。)に事業区域に立ち入らせて必要な調査をさせ、又は関係者に聞き取りをさせることができる。

2 前項の規定による立入調査をする職員等は、その身分を示す証明証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(指導、助言又は勧告)

第 25 条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講ずるよう指導、助言又は勧告をすることができる。

2 市長は、前項の規定により勧告をしようとするときは、菊池市環境基本条例(平成 20 年条例第 4 号)第 17 条第 1 項に規定する菊池市環境審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

3 前項及び次条第 2 項に規定するもののほか、太陽光発電設備の設置及び維持管理等に関する重要事項についての調査及び審議については、市長の諮問に依りて、審議会が行う。

4 第 1 項に規定する指導、助言又は勧告を受けた事業者は、当該指導、助言又は勧告により講じた措置について、規則で定めるところにより市長に報告しなければならない。

(公表)

第 26 条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を公表することができる。

(1) 前条第 1 項に規定する勧告を受けた事業者が、正当な理由がなく、その勧告に従わなかったとき。

(2) 第 19 条第 2 項の規定による命令を受けた事業者が、正当な理由がなく、その命令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、当該公表に係る事業者に弁明の機会を与えるとともに、審議会の意見を聴かななければならない。

(その他)

第 27 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例に関する規定は、この条例の施行の日の前日までに菊池市環境基本条例第 12 条第 1 項に規定する事業計画について事前協議をしていないものに適用し、施行の日の前日までに同条同項に規定する事前協議をしたものについては、なお従前の例による。